

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

出雲市長 飯塚 俊之

市町村名 (市町村コード)	出雲市 (32203)
地域名 (地域内農業集落名)	灘分地域 (別紙のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

灘分地域は、水稻栽培を中心とした農業経営であり、8法人組織を中心に、担い手の確保、荒廃地対策や農地の有効活用、生産振興に取り組んでいる。耕作者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となり、地域農業の再構築が課題となっている。このことから、認定農業者を中心に農地の集積を進め、効率的な農業経営に務めるとともに、地域内で担い手となりえる人材の確保に向け協議を重ね、新たな担い手の掘り起しも取り組まれている。また、多面的機能支払交付金等を利用し、地域一体となって農地保全に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者及び中核的農家に効率的に農地集積を進め、農地を有効活用し継続的・安定的な営農を目指す。

定年帰農者や新規就農者の掘り起しや呼びかけを行い、地域の担い手となる人材の確保に務める。さらに、中核的農家が認定農業者にステップアップできるように支援をしていく。

また、主食用水稻主体の農業から園芸品目等を取り入れた経営多角化を図り、農業経営の安定化を目指す。

＜主として振興する作物＞
主食用水稻、飼料作物及びWCS、露地野菜等

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	466.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	451.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域は農業振興地域のうち農用地区域の農地を対象とする。ただし、用途地域等でも担い手農業者の経営農地、多面的機能支払交付金対象農地は対象とする。なお、再生利用が困難な農地(農地パトロール赤判定)や農振除外した農地は、対象農地から除外する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手農業者を中心に農地の集積・集約化を図り、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と農地集積推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸出希望のある農地を農地バンクに貸し付け、担い手農業者への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員・農地利用最適化推進委員及び農地集積推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
灘分地域においては、現在、国営緊急農地再編整備事業(宍道湖西岸地区)にて、ほ場の大区画化や、排水機場をはじめとする農業用排水施設の整備を実施し、ほ場の汎用化を進めている。 また、農業・農村の多面的機能を保全するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な農業者を募り、地域の意向を踏まえながら担い手農業者として育成していくため、県・市・JA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。
 ②水稻等の有機栽培や地元堆肥の活用を進め、より付加価値の高い農産物の生産を図る。
 ③経営規模の拡大に合わせ、スマート機械の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。
 ⑨地域内外の畜産農家と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。
 ⑩基盤整備事業の実施区域では、担い手農業者への農地集積を図っていく。